

平成26年(コ)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

債権者 荒川 譲外

債務者 九州電力株式会社

## 準備書面20

—債務者九州電力準備書面7に反論する—

平成26年12月15日

鹿児島地方裁判所 民事第3部 御中

債権者ら代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

## 内容

第1	はじめに .....	2
第2	「本件原子力発電所の運用期間中における火山活動に関する個別評価」における破局的噴火の可能性の評価について .....	2
第3	火山活動のモニタリングについて .....	10
第4	結論 .....	16

### 第1 はじめに

債務者準備書面7の大半の部分は、債権者準備書面12、同17が批判の対象としてきた債務者の基準適合性申請の中味を説明したものに過ぎない。

したがって、債務者準備書面7に対する反論のほとんどは、債権者準備書面12、同17において、既に完了していると言える。

しかし、債務者の主張の中には、債権者らがあまり詳しく検討していない主張もあるので、改めて債権者の債務者準備書面7に対する反論を行うこととする。

### 第2 「本件原子力発電所の運用期間中における火山活動に関する個別評価」における破局的噴火の可能性の評価について

#### 1 カルデラ火山の噴火間隔について

債務者は、「鹿児島地溝にあるカルデラ火山（始良、加久藤・小林、阿多）全体としての噴火間隔についても検討したところ…（中略）…破局的噴火の噴火間隔は、約9万年の周期性を有している」（債務者準備書面7・

7頁)と主張するが、その前提となる「鹿児島地溝にあるカルデラについては共通するマグマ供給システムが存在すると考えられる」(債務者準備書面7・7頁)との見解について、直接的な根拠がなんら示されていない。

この問題について、火山噴火予知連絡会会長の藤井敏嗣東大名誉教授は、雑誌のインタビューにおいて、「いくつかのカルデラ火山をまとめて噴火の間隔を割り出すという考え方自体に合理性がない。一つの火山ですら、噴火の間隔はまちまちであり、周期性があるとは言いがたいからだ。たとえば、阿蘇カルデラで起きた最新の巨大噴火は約9万年前だが、その前の巨大噴火との間隔は2万年しかない。今回、一まとめの対象から外された鬼界カルデラの巨大噴火は、約7300年前に起きている。この100年の間でも、桜島は静かだった時期もあれば、毎日のように噴火を繰り返す時期もある。」(甲第109号証・東洋経済2014年8月10日)と述べている。

また、債務者も認めているように、原子力規制委員会は、「個々のカルデラでは、必ずしも明確な周期性は確認されていません」との見解に立っている。運用期間中における火山活動に関する個別評価では、個々のカルデラ火山における破局的噴火の可能性が問題となる。

## 2 噴火ステージについて

債務者は、噴火ステージが富士山のハザードマップの作成に用いられている例をあげるが、観測経験のない破局的噴火と、通常の噴火とを同列に論ずることはできない。

また、Nagaoka(1988)については、鹿児島大学の井村隆介准教授(火山地質学)が、2014年4月16日に参議院議員会館で行われた講演において、個々のカルデラの噴火ステージについて債務者が作成した資料を説

明しながら、以下のように述べている（甲第110号証・井村隆介鹿児島大准教授の講演：テープ起こし）。

<始良カルデラについて>

「(破局的噴火は) 一回しか経験していないのです。このパターンというのは。次もこのパターンでくるのかどうかは全然わからない。議論されていないのですよね。」「前駆的な活動があって、破局的な噴火が起こって、その後、後の活動があります。まだ後の活動なので、前駆的な活動まではしばらく時間がありますよというのが九電の主張なのですが、始良に関しては一回しか経験してませんから、本当にこのパターンでくるかどうかわからない。」

<阿多カルデラについて>

「南側の阿多カルデラですけれど、前に小さい噴火がぼこぼこ起こって、破局的噴火が起こって、その後の活動ということで、このパターンが非常によく似ているので、カルデラはみんなこのパターンで起こるとというのが九電の主張なのですが、その下の鬼界カルデラは全然そんなことはないでしょう。カルデラによってそうやって性格が全然違うのに、この二つがあるからと言って、次はこうなるでしょうというような話になる。非常に危うい論理の上に立っているわけですよね。」

<阿蘇カルデラについて>

「(阿蘇カルデラは) でかいカルデラがあって、本当に日本で最大級の噴

火をしているのは間違いありません。大きく分けると、阿蘇1、阿蘇2、阿蘇3、阿蘇4というようにできあがっていて、最後の噴火が阿蘇4という形に。一番でかい噴火なのですけれど、その前が、阿蘇3、阿蘇2、阿蘇1というのも結構でかい噴火です。100立方キロを超えるようなマグマが出ているのですが、「阿蘇1から阿蘇2までは10万年以上あるんですけど、阿蘇2から阿蘇3というのは、2万年くらいしかないんですよ。阿蘇3から阿蘇4というのも数万年しかないわけです。で、最後の噴火から9万年くらい経っているという状況です。だから、100万立方キロのマグマをためるのにですね、こっち（注：阿蘇2）も100万立方キロ超えてます、こっち（注：阿蘇3）も超えてますがたった2万年くらいだという可能性だってあるわけです。ということは、始良カルデラの噴火から、3万年もう経っているわけです。ということはこのクラスの噴火というのは、おこりうるかもしれない。」「そういうことが（基準適合性審査の過程で）議論されていない」

井村準教授の指摘は、長岡の噴火ステージ論は、始良カルデラと阿多カルデラの前回の破局的噴火のパターンが似ているというだけで、これをカルデラに一般的に適用するのは無理がある。現に鬼界、加久藤・小林、阿蘇カルデラではステージがみえない。始良カルデラや阿多カルデラについても、次の噴火が前回と同様なステージをたどる保証は全くないのである。阿蘇カルデラの例では、2万年あれば、100万立方キロレベルの破局的噴火が発生する。3万年前に破局的噴火があった始良カルデラで破局的噴火が発生する可能性も否定できないのである。いずれにしろ、火山の専門家による検討が足りず、破局噴火が原発の運用期間内に起きないとする根拠はない、ということである。

### 3 マグマ溜まりの状況

債務者は、「破局的噴火を発生させるのは、流紋岩質のような珪長質の大規模なマグマ溜まりである…（中略）…珪長質マグマは、深さ 10km より十分浅い位置に分布すると考えられる」（債務者準備書面 7・10 頁）とした上で、始良カルデラについて、「始良カルデラ中央部の深さ 12 km にあると考えられるマグマ溜まりについては、深さ 10 km より深い位置にあるため、流紋岩質のマグマ溜まりではない」（債務者準備書面 7・13 頁）とする。

しかし、珪長質マグマが深さ 10 km より十分浅い位置に分布するというのは、浮力を用いた計算上の話であって、例えば、始良カルデラにおいて、実際のマグマ溜まりがどこにどのように分布しているのかはよく分からない。

この問題で、原子力規制委員会が設置した火山モニタリングに関する検討チームの第一回会合において、火山の専門家らが、マグマ溜まりの状況を把握する困難や 10 km より深いところにある可能性、マグマ溜まりの上端部分しか見えていない可能性などを指摘していることについては、債権者準備書面 12（24～26 頁）にあるとおりである。

債務者は、「破局的噴火の前にはマグマ溜まりに顕著な増大があると考えられる。マグマ溜まりの規模の変化は、カルデラ火山の基線長変化から推定できる」と主張するが、マグマ溜まりの顕著な増大についても、また、マグマ溜まりの変化がカルデラ火山の基線長変化から推定できる点についても、必ずしもそうでないことが藤井敏嗣東大名誉教授らによって指摘されていることは、債権者準備書面 12（28～29 頁）にあるとおりである。

それだからこそ、火山の専門家らは、地下のマグマ溜まりのモニタリン

グの必要性を強調しているのである。

地下のモニタリングについては、まだ準備段階に過ぎないこと、国家的事業として行うべきものであり、とても一電力事業者の手に負えるものではないことといった指摘がされていることについては、債権者準備書面12(27~28頁)にあるとおりであり、また、後記4に示す神戸大の巽教授の最近の論文によっても、同様な見解が示されている。

また、Druitt et. al. (2012)について、これを根拠なしに九州のカルデラに適用することはできないことは、債権者準備書面12(23~24頁及び31~37頁)にあるとおりである。

#### 4 神戸大の巽教授らの巨大カルデラ噴火のリスクに関する論文

神戸大の巽好幸教授及び鈴木桂子準教授による、巨大カルデラ噴火のリスクとメカニズムに関する論文が、この11月11日に学術誌日本学士院紀要(Proceedings of Japan Academy, Series B, Physical and Biological Sciences)に掲載された。また、掲載に先立ち、神戸大理学研究科による概要が神戸大ホームページに掲載され、さらに、著者は、雑誌「科学」の2014年12月号にその解説記事「焦眉の急、巨大カルデラ噴火」(甲第111号証)を投稿されている。

##### (1) 巨大噴火の発生確率は十分に小さいとはいえない

解説記事によると、「噴火マグニチュード7以上の巨大カルデラ噴火は、1000年あたり0.1~0.073回の頻度で起こる(表1)。…(中略)…この噴火現象はポアソン分布で表現可能となり、たとえば今後100年間における巨大カルデラ噴火の発生確率は0.73~1.0%と推定

することができる（表1）。」（甲第111号証・「科学」1214頁）としている。

「100年で1%」は「1万年に1回」に相当するが、原発のリスクを評価するときの目安として用いられる「100万年に1回」と比較しても非常に大きな数値である。

日本列島のうち、本件川内原子力発電所において債務者が対象としているカルデラ火山がおよそ半数であることや、マグニチュード8レベル（甲第111号証・「科学」1214頁の表1）に限ると、確率は100年発生確率が0.25%に下がることを考慮すると、発生確率は低下するが、それでも、10万年に1回を下ることはない。

ここから、本件川内原子力発電所の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は十分に小さいとはいえない。

## （2）巨大噴火の発生メカニズムの違い

神戸大理学研究科による概要に以下の記載があり、解説記事にも同様の記載がある。

「世界中の火山噴火の規模（マグニチュード）と発生頻度の関係をみると、M8までは見事な直線関係が認められますがM9規模の噴火は明らかに頻度が下がっています。これは、噴火を引き起こす火山システムの大きさに限界があること、例えばマグマ溜りが形成される地殻の厚さに上限があることに原因があります。一方日本列島の火山活動の規模と頻度の関係はやや複雑で、M5とM6の間で直線関係が崩れています。日本列島では、特有のマグマ発生と噴火のメカニズムが働いている可能性があります。」（甲第112号証・「巨大カルデラ噴火のメカニズムとリス

クを発表」 2 頁)。

「通常の山体噴火とカルデラ形成を伴う巨大カルデラ噴火は、異なるメカニズムで起こることが予想されます。山体噴火は、マグマ溜に新たなマグマが供給されることによる圧力増加や温度上昇による発泡が原因と考えられています。一方巨大カルデラ噴火の場合は、巨大なマグマ溜内のマグマ自身の浮力でマグマ溜の上部に亀裂が生じると思われます。さらに、巨大カルデラ噴火を起こしてきた火山は、地殻歪（変形）速度の遅い地域にあることが解りました。」（甲第 1 1 2 号証・「巨大カルデラ噴火のメカニズムとリスクを発表」 3 頁）。

ここから、

- ① 日本列島では、世界の火山とは異なる、特有のマグマ発生と噴火のメカニズムが働いている可能性があること、
  - ② 通常の山体噴火とカルデラ形成を伴う巨大カルデラ噴火は、異なるメカニズムで起こると予想されていること、
- が分かる。

しかも、①から、海外の噴火事例を、根拠もなく、日本列島の火山噴火にそのまま適用することはできないこと、さらに、通常の山体噴火をそのままスケールアップして、巨大カルデラ噴火に適用することはできないことが示唆されている。

### （3）地下のモニタリングの必要性を強調

著者は、以下のように九州の地下モニタリングの必要性を強調している。

「試練の切迫度を知るには、巨大カルデラ噴火の危険地帯である九州島の地下探査は必須である。厚さが約30kmもある地殻の真ん中あたりに形成される厚さ数km以下で薄く広がるマグマ溜まりの状態を、正確にモニターすることは現状では不可能だ。したがって、新しい探査法の開発と緻密な観測網の整備が喫緊の課題である。」（甲第111号証・「科学」1216頁）。

## 5 小括

以上より、対象となる5つのカルデラ火山について、本件川内原子力発電所の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が十分に小さいとはいえず、火山影響評価ガイドの要求を満たしていないことは明らかである。

この点について、神戸大の巽好幸教授及び鈴木桂子準教授は、論文「焦眉の急、巨大カルデラ噴火」の「結びに」の箇所において、「カルデラ密集近傍に位置する川内原発の再稼働」に関して、「九州電力は現状の観測網でカルデラ直下のマグマ活動のモニタリングは可能であると述べている。しかしこの見解には、真摯な科学者は極めて強い違和感を覚えるであろう。さらに図6や7を見れば、九州島がそもそも原発の立地に不向きなことは明瞭である。」という指摘をされている（甲第111号証・「科学」1216頁）。

## 第3 火山活動のモニタリングについて

債務者準備書面7の第4火山活動のモニタリングについては、債権者準備書面12の主張に対し、根拠を示しての反論がない。

## 1 火山ガイドにおける火山活動のモニタリングの位置づけ

債務者は、「5つのカルデラ火山について、本件原子力発電所の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いが、債務者は、念には念を入れて、火山活動のモニタリングを実施している。」（債務者準備書面7・34頁）という。

しかし、運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が十分に小さいとはいえないことは、先に指摘したとおりである。

また、債務者は、「念には念を入れて、火山活動のモニタリングを実施している」というが、これは、火山ガイドの考え方に反する。

火山ガイドは、「設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行う。影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された場合は、火山活動のモニタリングと火山活動の兆候把握時の対応を適切に行うことを条件として、個々の火山事象に対する影響評価を行う。」（甲第60号証。火山影響評価ガイド・5頁）とある。

本件川内原子力発電所の場合、債務者は、周辺のカルデラ火山で破局的噴火が生じた場合に火砕流が到達する可能性が否定できないとしているが、火砕流は設計対応不可能な火山事象であり、原子力規制委員会による適合性審査の対象となっている。

仮に可能性が十分に小さいと評価された場合でも、火山活動のモニタリングと火山活動の兆候把握時の適切な対応は、個々の火山事象に対する影響評価を行う条件であり、立地評価をクリアするための必須条件とされているものである。

2 モニタリングの目的には「核燃料搬出等を行うための監視」が含まれる

債務者は、続けて、「モニタリングは、その時々において破局的噴火が発生する可能性が十分に低いことを継続的に確認する目的で行うものであって、小規模・中規模な噴火を含めた噴火の正確な時期や正確な規模を「予知」することを目的としているものではない」としている。

しかし、火山影響評価ガイドに、「事業者が実施すべきモニタリングは、原子炉の運転停止、核燃料の搬出等を行うための監視であり」（甲第60号証。火山影響評価ガイド・11頁）とあるように、モニタリングの目的には「核燃料搬出等を行うための監視」が含まれる。

すなわち、長い時間を要する核燃料の搬出を行うだけの十分な時間的余裕をもって、少なくともその程度の正確さをもって、噴火の規模や時期の予測を行うことが要求されている。

核燃料搬出には、使用済み燃料をプールで冷却するだけでも5年はかかる、と原子力規制委員会田中俊一委員長は繰り返し述べている。

本年11月5日の記者会見において、3ヶ月で可能である趣旨の発言もあったが、その後、「発言の趣旨は、仮に噴火までに3ヵ月しかないという時には、原子力発電所では、急いでいろいろな方法を考えていかなければならないという認識を示しています。」（甲第113号証・11月5日（火）田中原子力規制委員長会見発言補足及び訂正資料）との訂正の文書が出ている。

使用済み燃料は、取り出し直後は、高温であるばかりでなく、放射線量も高く、取り扱いが極めて困難である。

運搬手段の手配や搬出先をあらかじめ決めておかない限りは、さらに何十年もかかる可能性がある。

この要求を満たすことは無理である、と火山学者は警告し続けており、そのために、日本火山学会は、基準適合性審査の見直しを提案しているのである。

### 3 モニタリングによる適切な対処とは債務者の願望を並べただけにすぎない

債務者は、続けて、「破局的噴火は、数万年から十数万年に 1 回程度の超大規模な噴火であり、噴出物量が  $100 \text{ km}^3$  を超えるような大量のマグマが地下浅部に蓄積される必要がある。かかる大量のマグマの蓄積が進めば、火山周辺では基線長の変化や先行する巨大噴火の発生等の事象が生じるはずであり、事象の発生から破局的噴火に至るには、少なくとも数十年の猶予がある。」(債務者準備書面 7・34 頁) と述べる。

しかし、これは単に主張を並べるだけで、根拠が何も示されていない。

大量のマグマが地下のどこに蓄積されているのか捉えきれない、大量のマグマの蓄積が進んでも基線長の変化に現れない可能性があり、通常の火山活動による変化のゆらぎと区別ができない可能性もある、それゆえ、火山学者らは地表面の基線長では全く不十分であり、地下のモニタリングを、と訴えている、カルデラ噴火は通常の噴火と異なるメカニズムで発生するかもしれないが、観測事例がなく、いつどんな前兆が起こるのか分からない、前兆を捉えるのは、せいぜい数ヶ月前の可能性もある、というのが現実である。

このことについて、債権者は、準備書面 12 において、火山学者らの指摘から丁寧に論じたが、債務者から反論らしい反論はなく、ただ願望を並べただけである。

巨大噴火だから必ず前兆も大きくなるというのが誤りであることは、火

山モニタリングに関する検討チーム会合の場で、原子力規制庁の職員も、次のように指摘している。

○安池専門職「先ほどからちょっと、結構細かい話になるかもしれませんが、その判断の基準ということになると思うんですけども、現状のガイドの考え方とか、今の審査の流れの中では、やはり巨大噴火だから大きな予兆があるとか、大きな変動があるとかということ、当初は考えていたんですけども、やはりそれは、必ずしも起こるとは限らないと、そういうことなので、今の状態から、どのように――今の状態が、多分何がしかの小さい「ゆらぎ」の変化、「ゆらぎ」になるかもしれませんが、何がしかの変化は多分捉えられるのではないかと考えておまして、その変化というのがどの程度かというのが、その大きさと長さについて、あまり具体的な、今、指標がないといえない状況だと思います。それを考えるに当たっての、例えば一般の火山、小さい噴火の火山と、巨大噴火でスケールリング則が成り立つかという議論はありますけれども、やはり今の火山、一般の火山、小さい噴火での火山でのそういう、例えば地殻変動とか、あるいは地震活動とか、そういったものをベースに、その巨大噴火に至るような、至るか至らないかわからないですけど今、少なくともカルデラが活動を始めようとしているのか、していないとか、その辺の指標を決めるというか、指標についての考え方を専門家の方の御意見をいただければというふうに考えているんですけども。」(甲第114号証・火山モニタリングに関する検討チーム第二回会合議事録30頁)。

火山モニタリングに関する検討チームは、その後開催されておらず、原子力規制庁の安池専門職の上記問いかけに対する回答は得られていない。

債務者が、数十年の猶予があるとする根拠が、Druitt et. al. (2012)であるならば、これを根拠なしに九州のカルデラに適用することができないことは、既に債権者準備書面 12 (31～37頁)にあるとおりであるが、これに対する債務者からの反論は一切ない。

債務者は、適合性審査の場において、同じ岩石学的調査を九州でも実施すると明言したが、いまだにその結果は示されていない。

債務者は、続けて、「債務者は、破局的噴火に発展する可能性が僅かでも存するような事象が確認された時点で、直ちに適切な対処を行うものである。」(債務者準備書面 7・34頁)と述べているが、ここに「僅かでも存する」の「僅か」とは、どの程度なのか。

最近になって阿蘇山で噴火が始まったが、これは、「僅かでも存する」状況ではないのか。

債務者準備書面 7 には、監視レベルと移行判断基準についての記載があるが、結局のところ、Druitt et. al. (2012)をそのまま九州のカルデラに適用しているだけである。

また、債務者が引用する中田節也東大地震研教授が、核燃料の搬出に時間的猶予をもって兆候を把握するためのモニタリングを行うのは無理があると指摘していることは、債権者準備書面 12 で指摘したとおりである。

中田教授は、火山影響評価ガイド策定に際して、意見聴取された唯一の火山学者であるが、川内原発の火山審査については、中田教授を含めて、火山学者からの意見聴取はなかった。

その中田教授は、本件川内原子力発電所の火山審査について、雑誌「科学」において、「川内原子力発電所（九州電力）の審査も、国は通したいのだと思います。しかし、ここで基準を緩めるよりも、厳しく審査する方

がいいと思います。川内原子力発電所には、無理のない想定で火砕流が届きます。なぜ届かないといえるのか、つめて学問的にいえるようにならないと、許可しないほうがいいと私は思います。」（甲第115号証。「科学」2014年1月号）と述べて、川内原発への火砕流の到達が否定できない以上は、審査を許可すべきではない、と指摘されているのである。

#### 第4 結論

以上のとおりであり、火山爆発・火砕流に関する基準適合性審査に関する規制委員会の判断には、科学的な根拠が全くないことが明らかになった。

田中委員長の発言を見る限り、規制委員会は、火山爆発・火砕流が起きた時は極めて沢山の人が亡くなる大災害であり、そのときに原発が被害になろうと、たいしたことではない、と考えているようである。

しかし、これは、規制委員会に課せられた任務を完全に無視ないし放棄した無責任な態度であるといわなければならない。

破局的な火山災害で多くの生命が奪われても、自然災害だけであれば、復興が可能であるが、日本の国土の広範な地域が放射能で汚染されてしまえば、この列島に生命が戻ってくることも不可能となる。

規制委員会の基準適合性審査が科学的合理的な裏付けを欠いていることが明白となった。

わが国の火山学者の多くは、火山の噴火について事象の揺らぎと区別できる前兆を把握して、確実な予測を行うことは困難であり、すくなくとも、使用済み燃料を運び出すための五年を目途とするリードタイムを考慮して破局噴火を予測できるとする専門家は皆無と言って良い。

火山学会の原子力問題対応委員会の提言という形で明確な形をもった専門家集団の一致した意見となった。これは、個人の意見ではない。

さらに、この点を学問的にオーソライズする重要な論文が、学術誌日本学士院紀要 (Proceedings of Japan Academy, Series B, Physical and Biological Sciences) に掲載されたが、この日本学士院紀要は、掲載のために審査を要する学術誌である。

また、掲載に先立ち、神戸大理学研究科による概要が神戸大ホームページに掲載され、さらに、著者は、前述したように、雑誌「科学」2014年12月号にその解説記事を投稿しているが、その中で、「カルデラ密集近傍に位置する川内原発の再稼働」に関して、「九州電力は現状の観測網でカルデラ直下のマグマ活動のモニタリングは可能であると述べている。しかしこの見解には、真摯な科学者は極めて強い違和感を覚えるであろう。さらに図6や7を見れば、九州島がそもそも原発の立地に不向きなことは明瞭である。そしてもっと至極当然なことは、巨大カルデラ噴火と原発の立地との関係に危機感を抱くのであるならば、噴火そのものの危険度、そしてその深刻さを受容しなければならないことである。」という指摘をしている (甲第111号証・「科学」1216頁)。

債務者によるドルイット論文に基づく噴火の前兆把握に関する議論は、論文の原著者によって明確に否定されていることは繰り返し述べた。

火山影響評価ガイドは、火山活動のモニタリングを要求し、その目的には「核燃料搬出等を行うための監視」を含むが、核燃料搬出を可能とするレベルのモニタリングについては、全く目処が立たない状況にある。

最後に、債務者が頼みの綱として持ち出してきた1988年のNagaoka論文も、鹿児島大学の井村准教授によってその限界が指摘されていることは、今回の書面で論証したとおりである。

端的に、債務者の主張は科学的な根拠に欠け、誤っている、と断言できる。

規制委員会の基準適合性を認めた判断そのものが、これを支える専門的知見の裏付けを欠いていることがますます明らかになった。

住民側が一定の科学的・経験的合理性を有する見解を主張した場合には、その見解を考慮してもなお原発が安全であることを事業者ないし国に主張・立証させるというドイツの司法判断の基準に従えば、火山の安全性をめぐる論争の実情は、事業者側の主張の科学的確実性が不完全と認められるというレベルを遥かに超え、債務者はこのような主張立証に明らかに失敗している状態にあると断言できる。

債務者による川内原発の再稼働は、甚大な火山災害によって地域住民の生命と健康に重大な危険性をもたらす具体的可能性が否定できないばかりか、そのような蓋然性がかなり高い状態だといえる。

裁判所は、地震動をめぐる論点ばかりでなく、火山噴火に関する安全性の論点に関しても、人格権に基づく差し止めを優に認めることができるものと確信する。

以上